

質問第九三号

中央省庁及び中央省庁が管轄する外郭団体と「高齢者集団自決」を求める発言をした有識者との間の契約に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年四月一日

山本太郎

参議院議長 尾辻秀久 殿



中央省庁及び中央省庁が管轄する外郭団体と「高齢者集団自決」を求める発言をした有識者との間の契約に関する質問主意書

中央省庁及び中央省庁が管轄する外郭団体と経済学者・成田悠輔氏との間の契約や業務委託（出演契約、講演依頼、嘱託契約、研究員・アドバイザー・有識者委員としての起用など）で、令和六年三月三十一日現在有効なもの、及び令和六年度内に有効となるものがあればその内容（報酬や業務内容についての規定）を示されたい。該当する契約がない場合、なしと回答されたい。

また、中央省庁だけでなく、中央省庁が管轄する外郭団体における契約や業務委託に伴う人選についても、その人物の主張や発言を考慮すれば不適切なものであったと考えるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。